

2011年11月10日

学 校 長

教育指導課長

学校の教育活動における安全の確保について（通知）

日頃より、各学校で、特色ある教育活動の推進に努め、児童生徒の指導を行っているところではありますが、2011年11月8日（火）亀井野小学校において、理科の授業中「アルコールランプの使い方」の指導方法が不適切なことにより児童が火傷を負うという事故が発生しました。

今後、このような事故が再び起きることがないように、また、各学校で教育活動の推進を図るにあたって児童生徒への安全の確保に向けて、貴職下教職員の指導を徹底するとともに、次のことに留意し、適切に指導を行うようお願いします。

- 1 学校の教育活動の実施については、学習指導要領に則り、指導目標を達成するよう今まで以上に努めること。
- 2 各学校の教育活動の推進にあたっては、学校目標や教育課程の年間計画に基づき、各教科等の指導内容、指導方法について、再確認すること。
- 3 教科等の特性に応じて、予備実験の実施、教具の使い方の指導など、児童生徒の安全確保のために必要な指導や配慮の在り方を教職員で共有すること。
- 4 校外学習については、教職員による下見を実施し、危険箇所の事前把握等児童生徒が安全に活動できるよう配慮すること。

以 上

小学校 2012年2月7日

中・特別支援学校 2月7日

平成23年度 教育指導課 2月校長会資料

小中学校における理科実験加熱器具の取り扱いについて（参考資料 別紙）

- ・小学校におけるアルコールランプの転倒演示実験の事故の再発防止に向けて、市教委としての方針を次のとおりとする。

小中学校において、児童生徒を対象とした理科実験加熱器具の危険防止とその対策を指導するにあたって、アルコールランプを倒したり、燃料をまき着火する等、故意に危険場面を設けるような演示実験を禁止する。